

## 秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり、広く関係者の意見を計画に反映させるため、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひとり親家庭の実態調査に関すること。
- (2) ひとり親家庭の支援ニーズの把握に関すること。
- (3) ひとり親家庭の自立促進計画の策定に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。
- 3 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、秋田県健康福祉部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

区分	区 分	氏 名	所属（職業）
委員	弁護士	推薦	秋田弁護士会
委員	学識者	推薦	聖園学園短期大学講師
委員	国機関	推薦	秋田労働局職業安定部
委員	市	推薦	秋田県市長会
委員	町村	推薦	秋田県町村会
委員	ひとり親代表	推薦	秋田県母子寡婦福祉連合会
委員	母子生活支援 施設代表	推薦	秋田県母子福祉協議会
委員	中小企業団体代表	推薦	秋田県中小企業団体中央会
委員	労働組合代表	推薦	連合秋田
委員	地域住民代表		秋田県社会福祉審議会公募委員
委員	相談支援機関代表	推薦	秋田県母子・父子自立支援員 連絡協議会

【事務局】

区分	課名
家庭福祉部門	地域・家庭福祉課
労働政策部門	雇用労働政策課
子育て部門	次世代・女性活躍支援課
保育部門	幼保推進課